

児童相談所設置・運営計画案の更新について

(付議の要旨)児童相談所の開設に向けた目標及び児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針を定めるため、この間における検討状況を踏まえ、児童相談所設置・運営計画案(第1次更新計画)を策定したので、東京都との調整状況や、財源措置に関する取り組みと併せて、報告する。

1 主旨

この間、区は、児童相談所の開設に向けた課題の検討を進め、区の目指す児童相談行政の姿を整理してきた。政令指定の要請に向けた課題の対応についても、特別区や東京都との連携により前進しており、準備作業の加速が見込まれるところである。

今後、準備作業をさらに効率的かつ着実に進め、児童相談所開設後の運営方針等とするため、児童相談所設置・運営計画案(第1次更新計画)を策定したので、東京都との調整状況や、財源措置に関する取り組みと併せて、報告する。

2 政令指定の要請に向けた準備状況

以下のとおり、東京都との広域調整についての検討体制が整ったこと等を踏まえ、平成31年3月の児童相談所設置市としての政令指定の要請を目指し、引き続き開設準備を進める。

(1) 東京都との調整状況

- 平成29年度においては、区独自の課題として取り組むべき事項や、特別区間における調整事項について検討を進めるとともに、東京都との児童相談所設置計画案のモデル的確認作業を重ねてきた。
- 平成30年度においては、これに加え、入所施設や一時保護所の広域調整について協議を行うため、東京都と特別区による「検討会」を設定することとなった。
- 協議の状況については、引き続き他の検討課題の検討状況とあわせ、随時報告する。

《検討会の概要》

項目	概要
主な検討事項	一時保護所や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整に関する事項
検討会の構成	・検討会は、課長級を中心に、検討を行うに当たって必要なメンバーを都区双方で選出する。 ・区側メンバー： <u>港区、新宿区、荒川区、世田谷区、中野区、江戸川区の児童相談所開設準備を担当する課長級</u> (検討課題により、その内容を所管する課長級が対応)
日程	・第1回目：平成30年5月24日(検討事項、検討の進め方の確認等) ・第2回目以降：今後調整予定

(2) 児童相談所関連経費の財源措置

- ① 児童相談所関連経費にかかる財源措置について
 - ・特別区の財源保障制度として都区財調制度が位置づけられている以上、政令の定めにより児童相談所を設置した場合の関連経費については、都区財調の普通交付金の基準財政需要額に算定されるべきものである。
 - ・都は、特別区における児童相談所設置の見通しがついておらず、現時点で「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるとは考えていないとして、明確な見解を示さずにいる。
 - ・引き続き、都区財調制度の原則のもとで、政令指定を受けた後は、当然に普通交付金で算定されるべきものとして、都区協議に臨んでいく。
- ② 開設準備経費について

児童相談所の準備経費については、都は「特別交付金として法令の規定に基づき都区で合意した算定ルールに則って取り扱うべきもの」としており、各区から申請される他の経費と同様に、具体の項目・内容に基づき、取り扱われている。

(3) 課題の検討状況

別紙1のとおり

3 区を目指す児童相談行政の姿

子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実現が可能となるため、保健福祉にわたる総合的なサービスの提供を目指し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働し、それぞれの持つ支援ツールを有効に組み合わせるとともに、切れ目なく両機関が重複しながら連続して行く支援が展開する「のりしろ型支援」を確立することで、児童虐待の再発・連鎖を断ち切り、虐待発生予防に一丸となって取り組む「みんな子どもを守るまち・せたがや」を実現する。【別紙2参照】

4 児童相談所設置・運営計画案

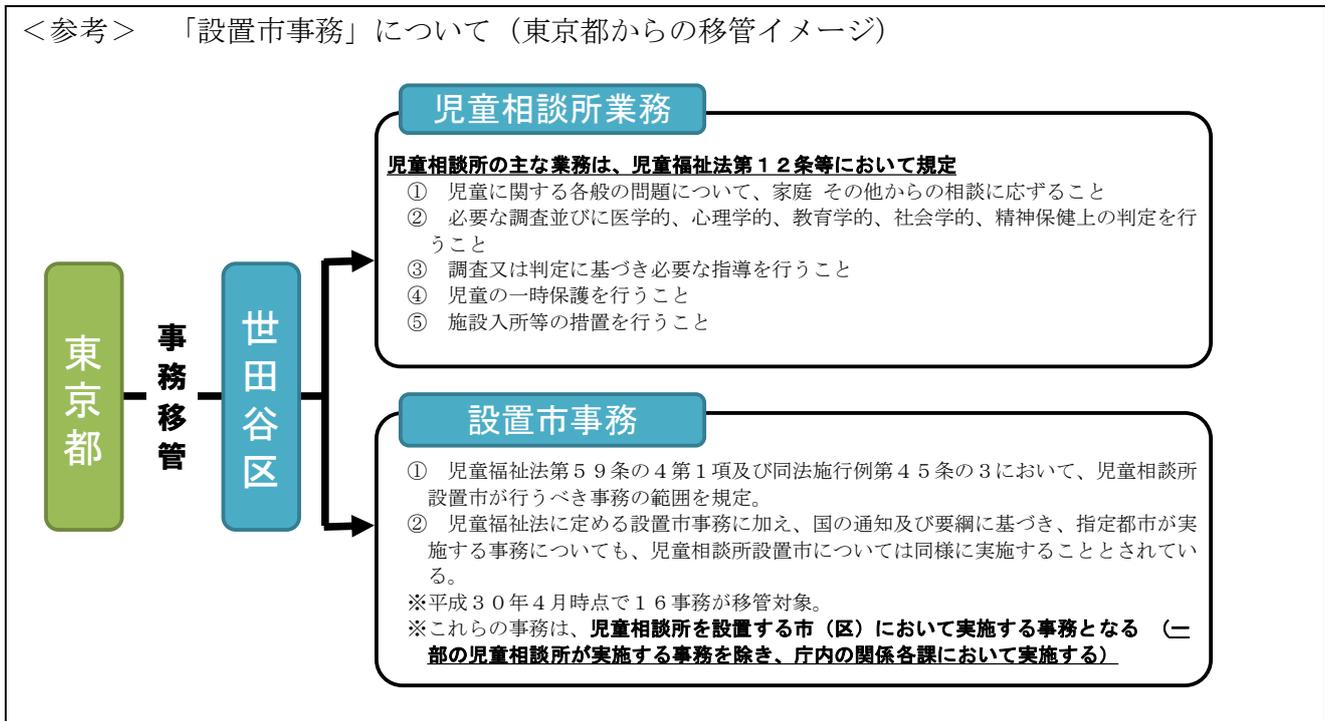
(1) 計画の位置づけ

- ① 本計画案は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とする。
- ② 本計画案は、児童相談所の開設までを計画期間とし、児童相談所開設以降については、改めて各年度における児童相談所の事業運営計画を策定するものとする。
- ③ 今回の更新（第一次更新）以降、引続き検討を進め、第二次以降の更新を行う。
 - ・平成30年 5月 第一次更新（第二次更新に向けた方向性、特別区間・都区間における広域調整の検討・協議に向けた区の方針の確定等）
 - 7月 第二次更新（児童相談所、子ども家庭支援センターの体制等）
 - ・平成31年 2月 第三次更新（設置市事務の運営方法等、特別区間の一時保護所等の相互利用の詳細等）
 - 7月 最終更新

(2) 計画案の内容

第1部 児童相談所業務編 概要版(別紙3)、本編(別紙5)

第2部 設置市事務編 概要版(別紙4)、本編(別紙6)



5 今後のスケジュール(予定)

平成30年	5月	福祉保健常任委員会(本計画案の第一次更新の報告)
	7月	福祉保健常任委員会(本計画案の第二次更新の報告)
	9月	福祉保健常任委員会(政令指定要請に向けた準備の進捗状況報告)
	12月	福祉保健常任委員会(同上)
平成31年	2月	福祉保健常任委員会(本計画案の第三次更新の報告)
	3月ころ	国への児童相談所設置市(区)の政令指定の要請
	4月～	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7月～	福祉保健常任委員会(本計画案の最終更新の報告) 児童相談所条例制定
平成32年	4月以降	児童相談所開設